

平成十年六月十八日提出  
質問第六七号

海外邦人等救出のための民間航空機の運航に関する質問主意書

提出者 山本孝史

## 海外邦人等救出のための民間航空機の運航に関する質問主意書

今般のインドネシアでの混乱の際に、政府の要請に基づき民間航空機が邦人の輸送にあたったが、今回の要請は、任意の協力を要請したものであって、法的根拠はない、との運輸省の説明があった。

本件のような場合の、民間航空会社と政府との間のルールを明らかにし、自衛隊などに過度に依存しない円滑な邦人等の救出体制の整備に資するため、以下質問する。

一 今回は臨時便が運航されたが、日系航空会社が通常運航していない都市の場合は、これまでもチャーター便で対応してきたとのことである。邦人等救出の際に、臨時便を要請するか、チャーター便で対応するかなどの基準を明らかにせよ。また、チャーター便を運航する場合の、借り上げ主体は政府か。

二 どの程度の邦人数がどの程度の事態に遭遇した場合にこれらの要請、チャーター便の運航が行われるのか、その基準を明確にせよ。仮に基準がない場合は、それらを整備すべきと考えるが、認識を伺う。

三 邦人救出などのための臨時便やチャーター便の運航の場合、乗員の安全、機体の整備や機体に対する保険などの関係もあり、政府が運航を要請した場合に、航空会社が要請を拒否する権利を担保すべきと考える。その認識を伺う。

四 航空会社が政府の要請に基づき航空機を運航し、赤字が生じた場合、機体の破損を含む損害を被った場合などは、その補償のルールは確立しているか。仮に確立されていないとすると、そのルールの確立が必要と考えるが、認識を伺う。

五 協力を要請するのは、必ずしも日系航空会社に限るべきではないと考えるが、法的根拠がなければ、日系以外の航空会社が要請に応ずることは難しいと思われる。邦人等救出のための民間航空会社への協力要請について法律の整備を進めるべきと考えるが、認識を伺う。

六 民間航空会社で邦人救出に対応するか、海上保安庁に依頼するか、または自衛隊を派遣するかなど、どのような事態にどのような形で対応するのかの明確な指針なり、基準などを整備すべきと考えるが、認識を伺う。

右質問する。